

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、以下の研究を共同で行うにあたり、次のとおり契約を締結する。

（条文解説）

○ポイント

- ・ 契約を締結できるのは、法人（法人格を有する者）及び自然人に限られます。
- ・ 権利能力を持たない団体（法人格を持たない任意の団体等）は、原則として契約の主体となることができませんので、実際に契約行為を行う自然人と契約することになります。
- ・ 契約当事者の名称は、その登記上の名称を用います。その下部組織名、例えば、「〇〇株式会社〇〇部門」の「〇〇部門」は、基本的に名称に含めることができません。なお、支店登記をした支店の支配人は、通常代理権を有しており（会社法第11条）、契約の締結権限を有していることとなりますので、「〇〇株式会社〇〇支社」として支店登記されていれば、契約当事者の名称として用いることができます。

1. 甲及び乙は共同して、次の研究（以下「本共同研究」という。）を行う。

- （1）本共同研究の題目：「〇〇〇に関する研究」
- （2）本共同研究の目的：具体的な研究目的を簡潔に記載。
- （3）本共同研究の内容及び目標：具体的な研究内容、目標を簡潔に記載。
- （4）甲及び乙の研究業務の分担  
別表1のとおり

（条文解説）

○ポイント

- ・ 本共同研究成果の整理及び管理のため、本共同研究の内容及び甲及び乙の研究業務の分担内容は具体的に記載する必要があります。

2. 本共同研究の期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・「研究の期間」は、複数年での契約も可能ですが、中長期計画の期間を超えて契約することは、原則としてできません。また、契約期間の自動更新等、終期を定めない、もしくは終期の定めがないことと同等の契約を締結することもできません。

4. 乙は、本共同研究に要する甲の研究費の一部（以下「研究資金」という。）を甲に支払うものとする。

研究資金 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. — （消費税及び地方消費税を含む。）

(条文解説)

○ポイント

- ・研究資金は総額税込みでの記載となります。産総研では、世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出をミッションとしており、産総研が将来に渡って日本全体のイノベーションエコシステムの中核であり続けるためには、産総研の価値を最大化する必要があると考えます。価値の最大化にあたっては、民間企業との共同研究等においてコスト積み上げベースから脱却し、提供価値ベースへ移行することにより、産総研の投資額を拡大させるとともに、次の研究基盤・人的資源への戦略的投資が可能となる好循環を形成します。そのため、産総研に提供いただく研究資金には産総研の研究の価値も含めて提供いただくこととなります。

(用語の定義)

第1条 本契約において「参加研究員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 役員、職員、外来研究員、派遣職員その他契約により甲又は乙の業務に従事する者（以下「役職員等」という。）であって、本共同研究を実施する者（以下「参加研究員」という。）
- 二 参加研究員以外の役職員等であって、本共同研究を支援するために参画する者

(条文解説)

○ポイント

- ・「参加研究員」は、役員又は職員その他、研究活動を行ってもらうために招聘する客員研究員、本共同研究に従事するために契約する派遣職員等をいいます。
- ・「本共同研究を支援するために参画する者」とは、研究機器等の操作、研究データ分析等の研究補助業務・技術補助的業務や事務補助的業務に従事する者など、発明等に対し直接的に寄与することのない支援補助を行う者（以下「研究支援者」という）をいいます。

(用語の定義)

第1条

- 3 本契約において「発明等」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に定める意匠、商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に定める商標、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に定める回路配置、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に定める品種、プログラム等、プログラム等の著作物及び外国におけるこれらのものに相当するもの並びにノウハウをいう。
- 4 本契約において「出願等」とは、発明についての特許出願、実用新案についての実用新案登録出願、意匠についての意匠登録出願、商標についての商標登録出願、回路配置についての設定登録の申請、品種についての品種登録の出願及びプログラム等の著作物についての著作物の登録並びに外国におけるこれらの行為に相当する行為（仮出願を含む。）をいう。
- 5 本契約において「実施」とは、次の各号に掲げる行為をいう。
- 一 特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為及び種苗法第2条第5項に定める行為
  - 二 プログラム等を使用する行為、プログラム等の著作物について著作権法第21条、第23条及び第26条から第28条までに規定する権利を行使する行為
  - 三 外国における前各号に規定する行為に相当する行為
  - 四 ノウハウを利用する行為

(条文解説)

○ポイント

- ・発明について「実施」するとは、次のことをいいます。

1) 物の発明

その物を生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又はその譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）する行為

2) 方法の発明

その方法を使用する行為

3) 物を生産する方法

その方法を使用する行為のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又はその譲渡等の申出をする行為

なお、第5項第四号で「ノウハウ」について特に定めている理由は、他の権利が法令で保護されているのとは異なり、ノウハウを直接的に保護する法令が定められていないためです。

(用語の定義)

第1条

6 本契約において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法、実用新案法及び意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権並びに半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に規定する通常利用権
- 二 特許法、実用新案法及び意匠法に規定する仮通常実施権、商標登録出願により生じた権利の対象となる商標について実施する権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利の対象となる回路配置について実施する権利及び品種登録を受ける権利の対象となる品種について実施する権利
- 三 プログラム等及びプログラム等の著作物について実施をする権利
- 四 外国における前各号の権利に相当する権利
- 五 ノウハウについて実施をする権利

(条文解説)

○ポイント

- ・まだ権利化（特許権等が成立）していない状態であっても、第三者へ実施許諾をするケースがありますので、2号の「仮通常実施権」等を「通常実施権等」に含めています。

(用語の定義)

第1条

7 本契約において「独占的实施権等」とは、独占的实施権を許諾した者は当該知的財産権の実施（非営利の研究目的での実施を除く。）及び第三者への実施許諾ができず、独占的实施権を許諾された者において当該知的財産権を独占的に実施することができる権利をいう。ただし、次項に定義する専用実施権等を除く。

(条文解説)

○ポイント

- ・「独占的实施権等」とは、法律で定義されている権利ではなく、権利を許諾する者と権利の許諾を受ける者の間の契約により成立するものです。産総研においては、本共同研究で取得した産総研単独所有の知的財産権又は相手方と共有の知的財産権を、相手方が独占的に実施する場合を想定して定めています。

(用語の定義)

第1条

9 本契約において「研究成果」とは、本共同研究の過程において又は結果として甲及び乙の参加研究員が単独で又は相手方の参加研究員と共同で創製した発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）、有形物それ自体（以下「本研究成果物」という。）その他一切の技術的成果をいう。

(条文解説)

○ポイント

- ・「研究成果」には、「無形のもの（発明等の知的財産権、その他技術情報、データなど）」と「有形のもの（研究成果物など）」とがあります。
- ・「有形物それ自体」としているのは、本共同研究において創製した有形物に限って「本研究成果物」と位置づけ、当該有形物の複製物、培養物等は含まないことを意図しています。複製物等の扱いは、必要に応じて別途協議させていただきたいと考えています。

(用語の定義)

第1条

10 本契約において「秘密情報」とは、本共同研究のために相手方から提供又は開示された技術上又は営業上の情報（研究成果を除く。）であって、提供若しくは開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされたもの又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方より通知されたものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。

- 一 相手方から知得した時点で既に公知の情報であるもの、又は相手方から知得した後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できる情報

(条文解説)

○ポイント

- ・「秘密情報」として取り扱うためには、提供・開示する際に「秘密である旨を表示又は明示（口頭で開示後30日以内に書面で相手方に対して通知）」することを規定しています。
- ・産総研は、成果発表により研究成果を速やかに社会へ還元する使命を負っているため、研究成果を秘密情報として扱わず、第8条「研究成果の発表等」に基づき取り扱います。
- ・ただし書き以下では、秘密情報として相手方から指定された情報であっても、当初から秘密保持義務を負わない場合、事後的に秘密保持義務を負わなくなる場合を規定しています。

(本共同研究の第三者への委託の制限)

第2条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、別表1に掲げる自己の担当業務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。

(条文解説)

○ポイント

- ・本共同研究は、双方の参加研究員が、各々が担当する研究業務を自らの責任において遂行することが原則です。
- ・第三者へ委託できるのは、真にやむを得ない場合に限られ、相手方から「事前の書面による同意」を得なければなりません。この同意は、相手方が了解していることを明確にしておくため、契約締結者間で書面により行います。
- ・相手方から提供を受けた秘密情報や相手方の研究成果を委託先に開示する場合には第7条、第8条に基づく同意をあわせて得ておく必要があります。

(参加研究員等の追加等)

第3条 甲及び乙は、参加研究員等を追加し、又は参加研究員等の本共同研究への参加を終了させる場合には、甲及び乙の参加研究員等間で事前に協議し同意を得たうえで、別紙1の通知書により事前に相手方に通知するものとする。この場合において、当該追加又は終了に係る事由の性質等により事前に通知することができなかつたときは、事後において速やかに通知するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・参加研究員等の追加・参加終了を行うにあたっては、参加研究員等（研究代表者）間で合意している必要があります。
- ・相手方への通知は、事前に行うことを原則とします。事後の通知は、秘匿性が高い、又は発令行為により確定する（人事異動又は新たに採用する者を参加研究員等として追加する）等の事後に行わざるを得ない特別な事情による場合に限られます。

(参加研究員等の派遣)

第4条 甲及び乙は、別表2の参加期間欄に掲げる派遣期間内において、自己の参加研究員等を相手方の施設に派遣し、本共同研究に従事させることができる。この場合において、甲及び乙は、当該参加研究員等が相手方の指示及び規則その他の定めに従うために必要な措置をとるものとする。

2 甲及び乙は、参加研究員等の派遣の有無等について変更する場合には、甲及び乙の参加研究員等間で事前に協議し合意を得たうえで、別紙1の通知書により事前に相手方に通知するものとする。この場合において、当該変更又は終了に係る事由の性質等により事前に通知することができなかつたときは、事後において速やかに通知するものとする。

3 甲及び乙は、自己の参加研究員等が相手方の施設において事故や災害に遭遇したときは、事後の対応及び調査について、相手方に協力するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本共同研究を実施するにあたり、自らの参加研究員等を相手方の施設へ派遣し、自らの分担業務（研究活動）を行うことができるように定めています。当然のことながら、派遣先の規則等に従う必要があることから、その遵守義務を約しています。
- ・参加研究員等の追加・参加終了を行うに当たっては、参加研究員等（研究代表者）間で合意していることが必要です。
- ・相手方への通知は、事前に行うことを原則とし、事後に行うことができるのは、秘匿性が高い、又は発令行為により確定する（人事異動又は新たに採用する者を参加研究員等として追加する）等の、事後に行わざるを得ない特別な事情による場合に限られます。
- ・これまで参加研究員を産総研内に派遣し、研究活動を行う場合、「人頭経費」という経費を徴収しておりましたが、2018年4月以降の派遣について、より一層の連携推進を図ることを目的として、共同研究する相手機関を限定し、企業からも徴収しないこととなりました。



(研究資金等の支払、確定等)

- 第5条 乙は、研究資金については、甲が別途発行する請求書により指定した期日（以下「納付期限」という。）までに、当該請求書において甲の指定する口座宛に、振込送金の方法により納付するものとし、この場合の振込手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、納付期限を徒過した場合には、甲に対し、未払金額につき納付期限の翌日から納付済みとなる日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で規定する法定利率により計算した額を遅延損害金として付加して納付するものとする。
- 3 研究資金により購入された設備・備品・材料部品・試料等の物は、甲の所有とする。
- 4 甲は、自己の規則の定めに従い、研究資金の管理を行うものとする。
- 5 甲は、乙により納付された研究資金は、乙へ返還しない。ただし、第25条第1項第三号若しくは第四号に基づき本契約を終了する場合、第26条第1項に基づき乙が本契約を解約する場合又は第26条第2項に基づき本契約を解約する場合において、乙が研究資金の残額（本契約4.記載の研究資金から甲がすでに費消した額を控除した額をいう。）の返還を求める場合には、甲は当該残額を乙に返還するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・相手方から納付された研究資金は返還しません。ただし、第25条第3項の産総研の中長期計画の変更又は終了に伴う契約の解約及び第26条第2項の天災事変その他不可抗力によって契約を解約する場合であって、相手方が返還を求める場合は、産総研がすでに費消した額を除いた額を返還します。本改訂に伴い、別紙様式1の支出実績報告書も削除することとなります。

(設備等の使用、持ち込み)

第6条 甲及び乙は、相手方が管理する設備及び研究備品等（以下「設備等」という。）のうち本共同研究を行うために必要なものを、相手方の同意を得て無償で使用するができる。ただし、当該設備等の維持管理又は運転等にあたり必要な費用の負担は甲乙協議のうえ定めることとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得て、本共同研究を行うために必要な設備等を相手方の施設内へ持ち込み、使用することができる。

3 甲及び乙は、前2項の場合において、相手方の指示及び規則その他の定めに従うものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・ 第1項では、本共同研究の目的のため、双方の参加研究員等が「相手方が管理する設備等」を「相手方の施設内で使用する」ことを可能とすることを定めています。
- ・ 第1項の「相手方が管理する設備等の使用」は、原則無償ですが、同項後段により必要経費を求めることができます。
- ・ 第1項の「必要な費用」を求めることができるのは、原則として、その使用（利用）にあたり必要経費を徴収することが規程等により予め定められているものに限りません。
- ・ 第2項では、本共同研究の目的のため、双方の参加研究員等が「自らが管理する設備等」を「相手方の施設内へ持ち込んで自らが使用する」ことを可能とすることを定めています。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、秘密情報を秘密として扱わなければならない、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 相手方の書面による事前の同意なしに秘密情報を第三者に提供又は開示する行為
- 二 秘密情報の漏洩
- 三 当該秘密情報を知る必要のある自己の役職員等以外への当該秘密情報の開示
- 四 本共同研究の目的以外での秘密情報の利用

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所、行政機関等より法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。この場合において、秘密情報の開示を求められた者は、当該秘密情報を必要最小限の範囲に限り、相手方の事前の同意を得ることなく当該裁判所、行政機関等に開示することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の目的のために必要な範囲で弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示することができる。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は開示した当事者による違反とみなす。

(条文解説)

○ポイント

- ・第1項では、「秘密情報」に関する禁止事項を定めています。秘密情報の提供者である相手方の書面による事前同意なく、第三者に提供することを禁止していますが、たとえ役職員等であっても、本共同研究の参加研究員等以外の者に対しては、むやみに提供・開示してはならないことを定めるほか、本共同研究の目的以外の使用も禁止しています。
- ・第2項では、裁判所、行政機関等から法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、秘密保持義務への配慮も必要ですので、相手方への通知義務及び相手方の同意なく必要最小限度での開示を可能としています。
- ・第3項では、本契約の目的のために、弁理士や弁護士等の外部専門家に対して、特許相談等で秘密情報を開示する場合があるため、相手方の同意のない開示を可能としています。

(研究成果の発表等)

第8条 甲及び乙は、研究成果を外部に発表する場合には、事前に相手方に対して発表内容を開示するものとする。

2 甲及び乙は、前項の場合において、発表内容が次の各号のいずれかに該当する情報を含むときは、当該情報を発表することについて相手方の書面による事前の同意を得るものとする。

一 相手方の秘密情報

二 相手方が単独で創製した研究成果（第1条第10項各号に該当するものを除く）

三 本知的財産権又は本研究成果物であって、甲乙が共有するもの（第1条第10項各号に該当するものを除く）

3 甲及び乙は、前項第三号に該当するものについて、前項の規定により相手方から同意を求められた場合には、正当な理由がない限り、これに同意するものとする。

4 第2項第二号に該当するものの取り扱いについては、前条（ただし前条第1項第四号を除く）が準用されるものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本条では、本共同研究から創出される研究成果を外部に公表する場合のルールを定めています。研究成果を発表等（第三者への開示を含む）するときは、事前にその内容を開示することを前提としています。そのうえで、相手方から提供された秘密情報（第7条）や相手方が単独で所有する研究成果は当然のこと、共有の本知的財産権についても、権利化等を考慮に入れ、適切な時期を見極めることが重要であるため、外部への発表前に相手方の書面による同意を得ることとしています。
- ・産総研は、公的な研究機関として、自らの研究成果を普及するという責務を負っています（産業技術総合研究所法 第3条、第11条第1項第四号）。本共同研究から創出される研究成果等についても例外ではなく、この責務を全うする必要があるため、第1項及び第3項を設けています。
- ・産総研の共同研究契約では研究成果と秘密情報を区別しているため、研究成果は原則公表するものと位置付けていますが、相手方単独の研究成果については秘密情報に準じた扱いとするよう定めた内容が第4項です。もっとも、産総研との共同研究の研究成果である以上、本共同研究の目的以外にもその研究成果を使用する可能性があることから、第4項に但し書きを記載しています。

国立研究開発法人産業技術総合研究所法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000203>

(研究成果の報告等)

第9条 甲及び乙は、本契約終了後、30日以内に別紙2により、自己の参加研究員にその研究成果の概要を報告書としてとりまとめさせ、双方に提出させるものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・ 終了概要報告書は、職務として共同研究を行った事実、本共同研究により得られた研究成果等を特定し、客観的に証明する資料となります。
- ・ 共同研究による成果をとりまとめ報告することは、産総研が実施する業務にかかる社会への説明責任を果たすという意味でも重要であり、本条では、本共同研究が終了した場合、参加研究員に対し終了概要報告書の提出を義務づけています。

(研究成果に係る権利の帰属)

第10条 研究成果である本知的財産権及び本研究成果物は、次の各号に定めるところにより、甲若しくは乙の単独所有又は甲及び乙の共有とする。

- 一 甲の参加研究員又は乙の参加研究員が単独で創製した発明等に係る本知的財産権は甲乙それぞれの単独所有とする。
  - 二 甲の参加研究員及び乙の参加研究員が共同で創製した発明等に係る本知的財産権は、甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議のうえ決定された持分において共有するものとする。なお、ここでいう貢献度には、金銭的な貢献は含まれないものとする。
  - 三 甲の参加研究員又は乙の参加研究員が単独で創製した本研究成果物は甲乙それぞれの単独所有とし、甲の参加研究員及び乙の参加研究員が共同で創製した本研究成果物は、甲乙の共有とする。
- 2 本知的財産権及び本研究成果物の帰属について疑義が生じた場合又は第三者との契約その他の特別の定めがある場合には、甲乙協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究において自己の参加研究員が単独で発明等を創製したときは、当該自己の参加研究員が当該発明等を創製したことについて、相手方に遅滞なく通知するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・ 第1項第一号及び第二号は、研究成果のうち「知的財産権（特許権等）」、第三号は、研究成果のうち「有形のもの（研究成果物）」の帰属について定めています。
- ・ 第1項第二号の「貢献」とは、発明等をなした者の知的な貢献をいい、提供する研究資金はここでいう「貢献」の対象とはなりません。
- ・ 第1項第三号の「有形のもの（有形物）」に係る帰属（貢献度）を決定する場合においては、発明等とは異なり、特別な材料や装置等がなければ創製できない場合などもあることから、当該特別な材料や装置等の貢献も考慮されます。
- ・ 第3項では出願等を行わないものも含め、単独で創製した発明等であるかどうかを確認するための通知について規定しています。一方的に単独の発明等であると思っても、相手方としては貢献があるのではないか、開示した秘密情報が含まれているのではないか、等の疑念を持つ場合もあることから、相手方が予め意見を言える機会を設けるため、「遅滞なく通知」することとしています。なお、出願等を行う場合には単独で出願等することについて書面による同意を得ることとしています（第12条第1項）。

(共有の本知的財産権に関する選択)

第11条 甲及び乙は、前条の規定に基づいて共有とされた本知的財産権について、速やかに(出願等を伴うものについては出願等までに)、次の各号のうち希望する取り扱いを相手方に通知したうえで、相手方と協議するものとする。

- 一 乙が、第17条の規定に基づき甲の持分を買い取り乙の単独所有とすること
- 二 乙が、第17条の規定に基づき独占的实施権等の許諾を受けること

三 乙が、実施形態及び条件等を甲と優先的に交渉することができ、甲及び乙が相手方の同意を得ることなく第三者に対する通常実施権等の許諾及び専用実施権等の設定を行わない期間(以下「優先交渉期間」という。)の設定を当該共有の本知的財産権の設定登録の日(権利の発生に設定登録を要しないものについては創製日から60ヶ月)を上限として受けること

四 前号までのいずれの取り扱いも希望しないこと

2 甲及び乙は、前項の協議の結果、同項第一号とすることと合意した場合には、第17条第1項に規定する契約を別途締結するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の協議の結果、同項第二号とすることと合意した場合には、第17条第2項に規定する契約を別途締結するものとする。

4 甲及び乙は、第1項の協議の結果、同項第三号又は四号とすることと合意した場合は、本知的財産権の取り扱いについて次条第3項に規定する知的財産権持分契約において定めるものとする。

(条文解説)

#### ○ポイント

・共有の本知的財産権の取扱いに関して、産総研では複数の共同研究契約書類型を用意しています。それぞれ想定される研究成果に応じて、以下の取扱いとさせていただきたいと考えています。

i) 共通基盤領域型 A: 研究成果として(1)汎用的・基盤的に使用できる基礎的な技術、(2)共同研究相手方企業の事業に特化した、同業他社と差別化を図れるような技術、の2種類が想定される場合、発明等が生まれた時点でいずれの技術であるかを検討します。そして、(1)の技術については、産総研の使命として当該技術を広く成果普及すべく、共有者には非独占的な実施にご理解をいただきたいと考えています。(2)の技術については、独占的实施等のご要望に対応したいと考えています。

ii) 共通基盤領域型 B: 上記(1)のような基盤的な技術の創製が、共同研究契約時にあらかじめ予想される場合、広く成果普及すべく、新たに別表を設けて当該技術を特定し、共同研究の過程において実際に別表で指定した技術が創製された場合には当該技術を非独占とすることについて、共同研究契約締結時にあらかじめご理解いただきたいと考えています。上記(2)のような技術が創製された場合については、独占的实施等のご要望に対応したいと考えています。

iii) 競争領域型: 上記(1)のような基礎的な技術が研究成果として想定されないような応用研究において、上記(2)のような技術のみが研究成果として想定される場合、本条第1項各号の取り扱いについて原則独占的实施等のご要望に対応したいと考えています。

- ・上記を踏まえ、本条では、共有の知的財産権について、予めその取扱い（持分譲渡による単独所有・共有のいずれにするか、独占・非独占のいずれにするか、優先交渉期間（知的財産権の設定登録の日を上限とする期間内に独占・非独占を決定する）の設定をするか否か）を検討することにより、技術移転・共有の知的財産権の活用を円滑に進められるようにすることを目的としています。
- ・選択時期を出願等前までとしているのは、これを出願前に行うことにより、誰が出願人になるか、持分はどうするかといった権利の取扱いや出願費用等の取扱いを明確にすることを目的とするものです。
- ・第四号では、特別な取り扱いとしないことを規定しています。即ち、非独占実施の扱いとなり、第15条に規定するように、特許法に則り、不実施補償等の対価を支払わずに、自由に発明等を実施することができます。
- ・第四号を選択した場合の第三者ライセンスの条件は、第19条の規定に従うこととなります。



(本知的財産権に関する出願等)

第12条 甲及び乙は、単独所有とされた本知的財産権について出願等をする場合には、当該本知的財産権を単独出願等することについて、事前に相手方の承認を得るものとする。  
なお、承認を求められた相手方は、承認の諾否について可能な限り速やかに回答を行うものとする。

2 甲及び乙は、甲と乙との共有とされた本知的財産権について出願等をする場合には、出願等の内容及び出願国について協議し、共同で出願等を行うものとする。

3 甲及び乙は、前項の規定により共同で出願等を行うにあたっては、共有の本知的財産権に係る双方の持分、管理費用（特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う、本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。）の負担等必要な事項を定めた知的財産権持分契約を、別途締結するものとする。

(条文解説)

#### ○ポイント

- ・第1項では、参加研究員の認識誤りによる共同出願違反や冒認出願を防ぐ目的で、単独で出願する前に、相手方から書面による承認を得る義務を設けています。これは、第10条3項に基づき、単独で発明等を創製した旨を相手方に通知した際に、単独で創製したかに争いが生じることもありえるためです。また、知的財産権の早期な権利確保を行うため、承認の諾否の回答を速やかに行うことを定めています。
- ・第2項では、共有の知的財産権については、共同で出願等を行うこととしています。
- ・第3項では、共同で出願等を行う場合は、別途知的財産権持分契約を締結する必要があることを定めています。

(ノウハウの指定等)

第13条 甲及び乙は、共有の研究成果のうちノウハウとして保護することが相当と考えるものについて、甲乙協議のうえ速やかに第1条第2項第五号の指定をするものとする。

2 前項の指定にあたっては、秘匿すべき期間を甲乙協議のうえ決定し、前条第3項に規定する知的財産権持分契約においてその旨を明示するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の指定をしたものについて前項の知的財産権持分契約又は第17条第1項もしくは第2項に規定する本知的財産権の実施に関する契約の定めに従い秘匿義務を負うものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本条の協議の対象となるノウハウは、共有のものに限られます。なお、知的財産権持分契約により共有のノウハウに指定された技術情報には双方に秘匿義務が発生します。

(本知的財産権の管理費用)

第14条 甲及び乙は、本知的財産権の管理費用を、自己の持分に応じて負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、共有の本知的財産権について優先交渉期間中若しくは独占的实施権等を有する期間中又は甲が単独で所有する本知的財産権について独占的实施権等を有する期間中に発生する当該本知的財産権の管理費用の全額を負担するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・共有の知的財産権に係る管理費用は、その持分に応じて負担することを基本としますが、共同研究者が優先交渉期間を希望し、設定した場合又は独占的实施権等を希望し、許諾した場合は、産総研は責務である成果普及（第三者への実施許諾活動）の機会を制約されることとなり、実施料等収入を得られる機会は当該相手方からのみに限定されます。これでは管理費用を産総研が自己回収する機会（第三者への実施許諾）を失うため、管理費用の全額を設定・許諾を受けた側に負担をお願いしたいと考えています。

(共有の本知的財産権に関する実施等)

第15条 乙は、第11条第1項の協議の結果、同条同項第四号とすることと甲と合意した場合には、甲に対して金銭の支払い等をする事なく、共有の本知的財産権を実施することができる。

(条文解説)

○ポイント

- ・本条では、非独占であれば特許法第73条第2項に則り共有知財を実施できる旨を規定しています。なお、共有者である相手方が非独占的に自己実施する場合のいわゆる不実施補償料はいただかないこととしております。

(単独所有の本知的財産権の非独占的な通常実施権等の許諾)

第16条 甲が単独で所有する本知的財産権について、乙が非独占的な通常実施権等を希望し甲がこれに応ずる場合には、甲及び乙は必要な事項を定めた契約を別途締結するものとする。

2 乙が単独で所有する本知的財産権について、甲が非独占的な通常実施権等（再実施許諾権付きのものを含む。）を希望し乙がこれに応ずる場合にも前項と同様とする。

(条文解説)

○ポイント

- ・第1項では、共同研究の成果であっても、産総研が単独所有する本知的財産権について相手方が実施許諾を希望した場合は別途実施契約が必要である旨を確認的に定めています。
- ・第2項では、共同研究の成果であっても、企業が単独所有する本知的財産権について産総研が実施許諾を希望した場合は別途実施契約が必要である旨を確認的に定めています。なお、本項では、括弧書きで、通常実施権等に再実施許諾権付きのものを含むことを記載しております。不実施機関である産総研は、相手方に通常実施権等を希望することは通常ございませんが、希望するケースとして想定されるのは、産総研に基礎的な技術に関する知的財産権が帰属している場合であって、第三者が当該知的財産権と企業が単独所有する本知的財産権とのパッケージでの実施許諾を希望するときのような限定的なケースです。このようなケースを主に想定し上記括弧書きを記載しております。

(乙による本知的財産権の独占的な実施等)

第17条 甲が単独で所有する本知的財産権又は甲と乙とで共有する本知的財産権について、乙が甲の持分を買い取ることを希望し甲がこれに応ずる場合には、甲及び乙は対価、甲が第18条の規定に基づき当該本知的財産権を無償で実施することができる旨その他必要な事項を定めた契約を別途締結するものとする。

2 甲が単独で所有する本知的財産権又は甲と乙とで共有する本知的財産権について、乙が独占的实施権等の許諾を受けることを希望し甲がこれに応ずる場合には、甲及び乙は独占的实施の期間、独占実施料の支払いその他必要な事項を定めた契約を別途締結するものとする。

3 第1項の場合において、甲が乙に実施計画の提出を求めたときは、乙はこれに応ずるものとする。

4 第1項に規定する契約を締結した場合において、乙は、公共の利益のために特に必要がある場合又は当該契約に係る本知的財産権を実施していない場合に第三者から当該契約に係る本知的財産権の実施許諾の協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

5 第2項に規定する契約を締結した場合において、甲は、公共の利益のために特に必要があるとして乙にその理由を書面で明らかにしたときは、第三者に対して当該契約に係る本知的財産権の非独占的な実施許諾をすることができる。この場合において、乙が協議を希望したときは、甲はこれに応ずるものとする。

6 第2項に規定する契約を締結した場合において、乙が当該契約に係る本知的財産権を実施しておらず、かつ、甲と乙との協議の結果、独占的实施の期間内に実施できないことが明らかとなったときには、甲は当該契約の全部又は一部を解約することができる。

(条文解説)

○ポイント

- ・第1項は、企業側が本知的財産権について産総研持分の買い取りを選択した場合の規定です。産総研持分の譲渡には、対価の定め及び産総研が産業技術総合研究所法第11条第1項第一号～第三号に定めのある研究行為等の実施を確保する必要性の他、第3項及び第4項にご了解いただきたいと考えています。
- ・第2項は、企業側が本知的財産権について独占的通常実施権等の付与を選択した場合の規定です。独占的通常実施権等の付与には対価の設定の他、第5項及び第6項に定める事項をご了解いただきたいと考えています。

(本知的財産権の無償実施)

第18条 甲及び乙は、第8条及び第13条の義務を遵守のうえ、自らによる非営利の研究目的での実施のために、本知的財産権を無償で実施することができる。

(条文解説)

○ポイント

- ・本条では、非営利目的の研究活動を行う場合は、双方とも研究成果を無償で使用する事ができる旨を規定しています。ここでいう非営利目的とは、産業技術総合研究所法 第11条第1項第一号～第三号に定めのある行為や、企業の場合には、製品の製造に係る試験研究、技術の改良・考案に係る試験研究、発明に係る試験研究等を想定しています。
- ・研究目的での実施に際し、第7条に規定する秘密保持義務遵守は当然のことながら、第8条及び第13条の義務を遵守する旨を定めています。

国立研究開発法人産業技術総合研究所法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000203>

(第三者に対する実施の許諾等)

第19条 甲及び乙は、第三者に対し、共有の本知的財産権について、その持分を譲渡しようとする場合、その持分を目的として質権を設定しようとする場合、又は専用実施権等を設定し、若しくは通常実施権等を許諾しようとする場合には、事前にその旨を相手方に通知し書面により同意を得るものとする。ただし、乙が独占的実施権等を有する本知的財産権については、甲は第17条第5項に定める場合を除いては、第三者に実施の許諾を行わないものとする。

2 甲及び乙は、相手方から前項の規定に基づき非独占的な通常実施権等を許諾したい旨の通知を受けた場合には、これに同意するものとする。

3 前項の規定は、優先交渉期間中に甲又は乙がする第三者への通常実施権等の許諾については、適用しない。

4 甲及び乙は、共有の本知的財産権又は相手方が単独で所有する本知的財産権について、相手方から、第三者に対する専用実施権等の設定又は通常実施権等の許諾を目的として、理由及び開示先を明示し、研究成果であって当該知的財産権の実施のための技術情報（自己が単独で創製したものを除く。）を、当該第三者に開示又は提供したい旨の通知を受けたときは、これに同意するものとする。

5 甲及び乙は、前項の規定に基づき第三者に技術情報を開示又は提供する場合、事前に当該第三者に対し秘密保持義務を課すものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・ 第三者に対し共有の本知的財産権に係る持分の譲渡、質権の設定、専用実施権等の設定又は通常実施権等の許諾を行うときは、相手方に対し事前に通知し書面により同意を得ることが必要です(特許法第73条)。
- ・ 相手方が独占的実施権等を有する本知的財産権について、産総研は第三者に対し実施許諾を行いません。
- ・ 産総研はその研究成果を広く普及させ、社会貢献につなげることをミッションとする公的研究機関であり、また自ら事業化のために知的財産権等を実施することがないため、共有者の一方が第三者に非独占的な実施許諾をしようとする場合にはこれに同意することとさせていただきたいと考えています。なお、同意を得る手続の中で、第三者に実施許諾をしようとする共有者は他方の共有者の求めに応じて協議することを予定しています。また、産総研は自ら事業化を行わない機関であり、公的研究機関として成果普及を推進していく観点から、相手方からの第三者に対する通常実施権等の許諾に対し原則拒否することはありません。
- ・ 第三者に対し技術移転（実施許諾など）を行う場合、本知的財産権を実施する又は実施の可能性を検討する等のため、明細書等の未公開の特定技術情報の開示又は提示が必要となる場合があり、本条ではその場合の対応を規定しています。また、その場合は、事前に、開示又は提供する者の責務として当該第三者に対し秘密保持義務を課す必要がある旨を規定しています。
- ・ 当該開示又は提供について、実務上、実施権等の許諾を目的として第三者に開示又は提供が必要な技術情報は、例えば未公開の特許明細書等、重要な情報であることが通常であること

から、事前に開示先や理由などを相手方に通知し、同意を得ることとしています。  
なお、当該通知を受けた相手方は当該第三者に対し秘密保持義務を課すことを前提として、当該開示又は提供に同意することとしています。

(第三者に実施させる場合の実施契約)

第20条 甲及び乙は、第三者に対し共有の本知的財産権（乙が優先交渉期間中又は独占的実施権等を有する本知的財産権を除く。）について非独占的な通常実施権等を許諾する場合には、前条第1項に規定する相手方の同意を得た甲又は乙は、単独で当該第三者と実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を締結することができる。

2 前項の規定に基づいて第三者と単独で実施契約を締結した甲又は乙は、当該第三者が支払う実施料の全額を単独で取得するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本条は、円滑な研究成果の普及を目指すべく契約調整の簡素化のため設けた規定です。
- ・共有の知的財産権を第三者に実施させる場合には、共有する相手方に当該許諾について同意を得た上で、実施料の支払等を定めた実施契約を単独で当該第三者と締結することができることを規定しています。また、2者で締結した実施契約に関する実施料は、当該契約を締結した者が全て得ることを規定しています。

(共有の本知的財産権の放棄)

第21条 甲及び乙は、共有の本知的財産権の自己の持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知するものとする。この場合において、相手方は、当該本知的財産権の取扱いについて協議を求めることができる。

(条文解説)

○ポイント

- ・共有の知的財産権の自己の持分を放棄する場合は、相手方は当該権利の存続等を考慮すべき場合もあるため、事前の相手方への通知を義務とし、必要に応じて協議を行うこととしています。

(著作者人格権)

第22条 甲及び乙は、本知的財産権のうちプログラム等について、法人著作にあたらぬ場合には、当該プログラム等を創作した者に対し、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう義務づけるものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・プログラム等の著作物は、一定の要件(著作権法第15条)を満たさなければ、法人著作とはなりません。
- ・プログラム等の著作物については、本契約(第10条)の定めにより、著作権は産総研及び/又は相手方に帰属し、著作者人格権は著作者に帰属します。法人著作にあたらぬプログラム等の著作物については、当該著作物を自ら利用又は第三者への利用を許諾するためには、当該著作者が当該著作物に係る著作者人格権を行使しないように予め定めておく必要があります。

(共有の本知的財産権の保全)

第23条 甲及び乙は、第12条第2項に定める共同での出願等に係る本知的財産権の取得及び維持に関し、第三者から審判、訴訟等を提起された場合には、当該本知的財産権の取得、維持のため相互に協力するものとする。これに要する費用の負担は、同条第3項の知的財産権持分契約の定めるところによる。

2 甲及び乙は、共有の本知的財産権の実施について、第三者からその権利侵害などを理由として訴訟等を提起された場合には、協議のうえ対処するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・共同での出願等、共有の本知的財産権に係る審判、訴訟等については、産総研と相手方が相互に協議・協力しながら対処することとしています。



(第三者による権利侵害)

第24条 甲及び乙は、共有の本知的財産権を第三者が侵害した場合には、協議のうえ対処するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・共有の本知的財産権を第三者が侵害した場合は、原則は単独でも権利行使可能ですが、産総研と相手方は相互に協議しその対応を検討することとしています。

(本契約を終了させることができる場合)

第25条 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたことについて甲乙合意したときは、本共同研究の期間中であっても、本契約を終了させることができる。

- 一 本共同研究の目的が達成されたこと
  - 二 本共同研究の目的の達成が困難となったこと（天災事変その他の不可抗力による場合を除く。）
  - 三 甲の中長期計画（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5に定めるものをいう。）の終了又は変更に伴い、本共同研究の実施が困難となったこと
  - 四 前各号に掲げるもののほか、本契約を終了させざるを得ない特別の事由
- 2 甲及び乙は、第1項の規定により本契約が終了した場合において、当該終了に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等については、何ら責任を負わないものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・共同研究を早期終了させることができる要件を定めています。  
なお、早期終了させるためには、相手方との合意（変更契約）が必要です。  
独立行政法人通則法  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000103>
- ・産総研は、中長期計画の策定を行い、これに基づいて研究を行う国立研究開発法人であることから、第1項第3号にその点を踏まえた規定を設けています。

(契約の解約)

第26条 特記事項に定めるもののほか、甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、本契約を解約することができる。

- 一 本契約に違反し、10日間以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行されないとき
  - 二 監督官庁より営業の取り消し又は停止の処分を受けたとき
  - 三 手形もしくは小切手の不渡処分を受け、仮差押えもしくは仮処分が執行され、又は強制執行が実施されたとき
  - 四 破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立てがあったとき
  - 五 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - 六 主要な株主の異動等、経営主体に変更が生じたとき
- 2 甲又は乙は、天災事変その他の不可抗力によって、本契約の目的の達成が困難となったときは、本契約を解約することができる。この場合、当該解約に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等については、何ら責任を負わないものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・第1項及び第2項では、債務不履行、又は履行が見込めないと想定される事由による解除に該当するものを定めています。

(損害賠償請求)

第27条 特記事項に定めるもののほか、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、損害賠償を請求することができる。

- 一 相手方が本契約に違反したことにより、損害を被ったとき
- 二 相手方に前条第1項各号の事由が生じたため、同項の解約を行った場合において、損害を被ったとき
- 三 相手方の参加研究員等の故意又は過失により、自己が管理する設備等又は第6条第2項の規定により相手方の施設内に持ち込んだ設備等（以下「持込み設備等」という。）に損害を被ったとき

(条文解説)

○ポイント

- ・本条各号は、双方の参加研究員等が、本契約書の内容のリスクを十分に認識し、相互の責任と役割を認識し、契約違反などの事態を招かないよう契約内容の遵守を徹底するため、損害賠償請求が可能な場合を例示的に規定したものです。本条各号は、不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条、民法第715条等）を制限するものではありません。

(契約終了後の措置)

第28条 甲又は乙は、本契約終了後速やかに、相手方の指示に従って相手方の秘密情報を返還又は廃棄するものとする。

2 甲又は乙は、持込み設備等については、本契約終了後速やかに、相手方の指示に従い撤去するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、本契約終了後、相手方の同意を得て、持込み設備等を相手方に寄付することができる。

(条文解説)

○ポイント

- ・本共同研究のために相手方から提供された秘密情報は、契約終了後速やかに、相手方の指示に従って返還又は廃棄しなければなりません。
- ・相手方に持ち込んだ設備等は、持ち込んだ者の責任で撤去することが原則ですが、相手方が同意した場合には寄付することができます。

(参加研究員等の退職後の取扱い)

第29条 甲及び乙は、自己の参加研究員等が、自己に所属しなくなった後も、第7条及び第8条の規定を遵守させるよう義務づけるものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・退職等により本共同研究に参画しなくなった参加研究員等に対しても、本共同研究が終了し義務期間の満了に至るまでの間は、「秘密保持」(第7条)及び「成果等の発表」(第8条)に係る義務が課されます。

(契約上の地位の譲渡等の禁止)

第30条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なしに、本契約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。事業又は営業の譲渡とともにする場合及び一般承継させる場合も同様とする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本条において「権利及び義務」とは、本契約に基づいて発生する債権及び債務のことで、その全部（総体）を指して、見出しでは「契約上の地位」としています。
- ・契約上の地位とともに、本契約に基づいて発生する債権としての権利（債権）及び義務（債務）について、相手方の書面による事前の同意を必要としています。なお、本知的財産権そのものは、本契約に基づいて発生する債権債務とは異なりますので、ここには含まれません。
- ・「本契約上の地位」の譲渡は、事業又は営業の譲渡による場合や一般承継させる場合も含め、本契約に付随する権利義務関係のすべての場合において相手方の同意を得ることとしました。

(個人情報の取扱い)

- 第31条 甲及び乙は、相手方から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。
- 2 甲及び乙は、本共同研究を遂行するために必要な範囲を超えて、相手方が保有する個人情報を取得してはならない。
  - 3 甲及び乙は、本共同研究を遂行するために個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。
  - 4 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合には、この限りではない。
    - 一 相手方から預託を受けた個人情報又は自己が本共同研究を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託し、若しくは提供し、又はその内容を知らせる行為
    - 二 相手方から預託を受けた個人情報又は自己が本共同研究を遂行するために収集した個人情報について、本共同研究を遂行するために必要な範囲を超えて使用し、複製し、又は改変する行為
  - 5 甲及び乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
  - 6 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、速やかに返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。
  - 7 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について、漏洩、滅失、き損、その他本条の規定に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・個人情報の流出事故が発生した場合、直接的な経済的損失を負うこととなり、更には社会的な信用を失うことにも繋がり、将来の産総研の活動に大きく影響を及ぼすこととなります。これらを十分認識し、個人情報は特に厳重に管理しなければなりません。

(本知的財産権の利用・普及)

第32条 乙は、研究成果の事業化・製品化を行う場合において、甲に遅滞なく報告するものとする。また、乙は、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、甲による特段の指示がない限り、次の記載例に準じて、当該事業化・製品化に甲の研究成果を活用している旨を明示するものとする。なお、乙が研究成果を活用している旨の明示をするにあたり、甲の研究成果活用製品マークを使用する場合には、甲との間で無償使用許諾契約を締結するものとする。

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】 「本製品は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研究成果を（一部）活用しています。」

(条文解説)

○ポイント

・企業が産総研の研究成果を活用して事業化・製品化を実施し、その発表等を行う場合は、産総研から特段の指示がない限り、産総研の研究成果を活用している旨の明示をしていただくことを定めています。また、明示をするにあたり、研究成果活用製品マークを使用する場合には、産総研との間で無償使用許諾契約の締結を行うことを定めています。

(専属的合意管轄)

第33条 甲及び乙は、東京地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(条文解説)

○ポイント

・管轄の合意は、書面で行う必要があります。

(契約期間及び残存条項)

第34条 本契約の有効期間は、本契約2. に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定は同条に定める報告書が提出される日まで有効とし、第11条から第24条までの規定は当該条項に定める本知的財産権の権利存続期間中有効とし、第10条第1項及び第2項、第27条、第28条、第31条並びに前条の規定は本契約終了後も有効とし、第10条第3項の規定は本契約終了後1年間有効とし、第7条、第8条、第29条及び第32条の規定は本契約終了後3年間有効とする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本共同研究が終了しても、一部の規定については、引き続きその手続き等に必要な期間、効力を継続させるように定めています。

(協議事項)

第35条 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に係る疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

(条文解説)

○ポイント

- ・本契約で定めのない事項が発生した場合、本条により協議し対応します。
- ・本条にもとづく協議の結果、契約を延長することができます。

## 特記事項

### (暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約)

第1条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができる。

- 一 相手方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 相手方の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (委託契約等に関する契約の解約)

第2条 甲又は乙は、本契約に関する委託先等（委託先（相手方の同意を得て甲又は乙の担当業務を委託した第三者及び当該委託以降のすべての受託者をいう。以下同じ。）並びに自己又は委託先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解約対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該委託先等との契約を解約し、又は委託先等に対し解約対象者との契約を解約させるようにしなければならない。

2 甲又は乙は、相手方が、委託先等が解約対象者であることを知りながら契約し、若しくは委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該委託先等との契約を解約せず、若しくは委託先等に対し契約を解約させるための措置を講じないときは、本契約を解約することができる。

### (損害賠償)

第3条 甲又は乙は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解約した場合には、これによりその相手方（以下この条において「当該相手方」という。）に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 甲又は乙は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解約した場合において、自らに損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。

3 前項に規定する場合において、請求者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該相手方は、研究資金の額（本契約締結後、研究資金の額の変更があった場合には、変更後の研究資金の額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端



数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として請求者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲又は乙に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲又は乙がその超える分について当該相手方に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 当該相手方が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を請求者が指定する期間内に支払わないときは、当該相手方は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条で規定する法定利率により計算した金額の遅延損害金を請求者に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第4条 甲又は乙は、本契約に関して、自ら又は委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、これを拒否し、又は委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(条文解説)

○ポイント

・「暴力団排除」は、国全体での取り組みです。